

標 題：

IMO Resolution MSC.91(72) 及び MSC.92(72)  
に基づく SC 証書、SE 証書、SF 証書の改正について

# NKテクニカル インフォメーション

No. : 431

Date: 平成13年12月20日

関係船主・造船所各位

拝啓、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

貨物船安全構造証書(Cargo Ship Safety Construction Certificate)、貨物船安全設備証書(Cargo Ship Safety Equipment Certificate)及び貨物船安全証書(Cargo Ship Safety Certificate)(以下 SC,SE 及び SF 証書という。)中の"Type of Ship"に新たに Bulk carrier を追加することを規定した IMO Resolution MSC.91(72) 及び MSC.92(72) が 2002 年 1 月 1 日に発効致します。この証書書式の改正は、これらの証書を所有している全ての船舶に適用されます。これに伴う弊会の対処方法を説明致します。

1. 従来の SC,SE 及び SF 証書と改正 SC,SE 及び SF 証書との記載の違い

改正証書中の"Type of Ship"に新たに Bulk carrier が追加されました。

これに伴い、SOLAS IX 章の"Bulk carrier"に該当するものに対しては改正 SC,SE 及び SF 証書中の"Type of ship"において"Bulk carrier"が選択される以外は従来の証書と同じ記載です。

2. 対応

2.1 外国籍船舶

(a) 現有の SC、SE 及び SF 証書中の"Type of Ship"が"Other Cargo Ship"である船舶に対し、2002 年 1 月 1 日以降の最初の定期的検査(Annual Survey, Intermediate Survey または Periodical Survey)時に SC,SE 及び SF 証書上に Bulk carrier か Bulk carrier でない船舶かの追記及び、その追記をした旨の裏書を行います。

(b) 2002 年 1 月 1 日以降の最初の初回検査(Initial Survey)時または更新検査(Renewal Survey)時に SC,SE 及び SF 証書を発行する場合は、全船舶に対し改正書式で発行致します。

(c) 2002 年 1 月 1 日以降、上記(b)以外の検査の時期に SC,SE 及び SF 証書を発行する場合及び、船主、造船所等が改正書式の証書の発給を依頼した場合にも本船の SC,SE 及び SF 証書を改正書式に書き換えます。

2.2 日本籍船舶

上記 2.1 外国籍船の(b)及び(c)と同様の処理を行います。なお、日本籍船に対しては上記 2.1(a)の処理は行いません。(国土交通省令 144 号)

# ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

### 3. SOLAS 上の Bulk carrier でない船舶であること記した Statement の発行

弊会の船級証書中の登録規則に基づく船級付記符号においては、“Bulk carrier”の記載であるのに、SOLAS IX 章に基づく分類では Bulk carrier とならないため、改正書式の SC,SE 及び SF 証書においては“Bulk carrier”ではなく“Other Cargo Ship”となる船舶があります。弊会の支部及び事務所にてこれらの船舶に対し、検査完了後に SC,SE 及び SF の改正証書を発行する時に、船主、造船所等が弊会の支部及び事務所にこの不一致を Port State Control Officer 等に指摘されるのを防ぐため、船級証書においては Bulk carrier であるが SC,SE 及び SF 証書においては Bulk carrier ではないことを記した Statement の発行を請求した場合は、無料にて Statement を発行致します。

本件に関してご不明な点は、本部情報センター 船級部 (Tel :043-294-5784, Fax : 043-294-5449) にお問い合わせ下さい。

敬具

VOID